毎週　火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）　発行人　大分県　編集　いづみ印刷株式会社　（定価　一箇年　三万八千八百八十円）

大分県報

令和八年
号外（七二）
十一月十六日
（月曜日）

目次

告示
道路の供用開始……一

○告示

大分県告示第四百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十一月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十六日

大分県知事　佐藤樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道二一七号	佐伯市大字狩生字浜田二六四八番五から佐伯市大字戸穴字竹ノ中二〇九番三まで	令八・一一・一六